

平成20年度第3回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会  
議事概要

開催日及び場所	平成21年1月19日(月)中央合同庁舎第2号館官庁営繕部会議室															
委員	委員長 沖塩 莊一郎 (東京理科大学名誉教授) 委員長代理 神田 良 (明治学院大学経済学部教授) 委員 石野 秀世 (独立行政法人産業技術総合研究所監事) 廣田 達人 (信州大学経済学部准教授) 深尾 精一 (首都大学東京都市環境学部教授)															
抽出案件		(備考)														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">工事 [小計]</td> <td style="text-align: center;">3 件</td> </tr> <tr> <td>  一般競争</td> <td style="text-align: center;">2 件</td> </tr> <tr> <td>  工事希望型競争</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>  指名競争(工事希望型競争以外)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>  随意契約</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td style="text-align: center;">5 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">8 件</td> </tr> </table>	工事 [小計]	3 件	一般競争	2 件	工事希望型競争	—	指名競争(工事希望型競争以外)	—	随意契約	1 件	コンサルタント業務	5 件	合計	8 件	
工事 [小計]	3 件															
一般競争	2 件															
工事希望型競争	—															
指名競争(工事希望型競争以外)	—															
随意契約	1 件															
コンサルタント業務	5 件															
合計	8 件															
	意見・質問	回 答														
委員からの意見・質問、それに対する事務局の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり														
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし															

委員	国土交通省
<p><b>官庁営繕部工事及び建設コンサルタント業務等の発注状況について</b></p> <p>(意見なし)</p> <p><b>指名停止等の運用状況について</b></p> <p>○指名停止の基準に該当していながら指名停止にいたらないものはあるのか。情報が入ってこないために対応がもれるようなことがあるのか。</p> <p>○指名停止の期間について、同じ内容で指名停止をしても期間が違うのはどのような場合か。</p> <p>○民間工事で事故を起こしたという場合は、情報をつかみにくい場合もあるのではないか。</p> <p>○事案が発生した場所により指名停止が厳しくなるというのは、どのような考えによるものか。</p> <p><b>抽出案件の審議</b></p> <p><b>①中央合同庁舎第1号館北別館耐震改修(08)建築工事(一般競争入札：政府調達に関する協定適用対象工事)</b></p> <p>○1者のみの応募であったのか。有資格者は多数いると思うが、その理由で考えられることは何かあるか。</p> <p>○不確定要素が多いと業者側で受けにくいということに関して全般的に考える必要がある。入札が公平に行われることは大事であるから。</p> <p>○新築が減って改修が主流になっている中で、競争性を増すためにした一般競争入札で1者というのはどのように考えていったらいいのか。この傾向は国土交通省だけでなく、他の機関でもあるだろう。</p> <p>○条件を満たす者に対してはどのようにアナウンスをしているのか。</p> <p><b>②迎賓館和風別館外改修(08)建築その他工事(一般競争入札：政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの)</b></p> <p>○総合評価で企業の施工能力とか配置予定技術者の能力について点数が低くなっているのはどのような理由か。</p> <p>○施工後にもう一度評価することはあるのか。</p>	<p>●基本的には各地方整備局のエリアの事案についても相互に情報交換をしており、もれがないように努めている。</p> <p>●発注機関が、国土交通省の発注機関なのか、他の発注機関なのかによって違う場合などがある。</p> <p>●情報を探知するのに手段が限られているので、そういった面で指名停止をかける時期に差が出る場合もある。</p> <p>●指名停止基準において、発生事案が当該発注機関の関係区域内にあるかどうか等、類型に応じて分類されている。</p> <p>●1者の応募である。私どもの調べたところでは、有資格者は複数いるのだが、庁舎を使用しながらの工事ということでなかなか応募される者がいないということも考えられる。</p> <p>●現地を確認していただく等、少しでも工事の内容について理解していただくための対応は取らせていただいているが、引き続き発注者としてできることを検討していく。</p> <p>●基本的にはホームページ等で公告を行っている。</p> <p>●配置予定技術者については、当方の求める工事实績等が無いと点が上がってこない。また企業の施工能力についても当方の工事での評価点数というものが対象となっているので、対象となる工事について評価が低いものだと点が上がってこない。</p> <p>●工事成績の所で技術者や企業についても評</p>

か。標準能力はあり、プラスアルファで総合評価をしているが、実際に施工後に問題なかったかというようなところをチェックするというのは。

### ③衆議院第二別館外1件改修(08)建築 その他工事(随意契約)

○今回の見積もり合わせの結果、予定価格以上だったとしたらその後の経過はどうなるのか。

### ④中央合同庁舎第1号館北別館耐震改修 (08)設計その2業務(随意契約方式)

### ⑤中央合同庁舎第1号館北別館耐震改修 (08)工事監理業務(随意契約方式)

○「設計その2業務」における施工図等の確認と、「工事監理業務」に施工図等を設計図書に照らして検討する業務、これはどのように違うのか。

○「設計その2業務」は設計業務の一環なのか。設計業務と一緒に発注しないのか。

### 随意契約の見直しに係る1者応募案件の審議

### ⑥官庁営繕設計関係基準に係る調査・検討 資料作成業務(簡易公募型プロポーザル方式)

○資格要件を見直し応募しやすいようにしたと思うが、相手方に情報として伝わったかどうかは課題。

○他の事務所が参加できない理由は何かという辺りも考えていく必要があると思う。問題は1者のみの応募であるということ。

○仕様書にどの程度書いてあるのかも大事。応募する場合にできるだけ詳細な内容でなければ、どのような業務か分からず参加しにくい要因になる可能性がある。

### ⑦建築保全業務労務単価策定資料作成業務 (簡易公募型プロポーザル方式)

(意見なし)

### ⑧官庁施設の劣化に関する分析・評価業務 (簡易公募型プロポーザル方式)

○資格要件について、同種業務、類似業務に公共建築物の実績は求めているのか。

価することになっているので、そういう中で資格要件の確認にあたり順次反映される形になる。

●価格が予定価格と近ければ再度見積もり合わせをすることになるが、大きく離れた場合は新たに別の者を選定してということになる。

●「設計その2業務」については、設計者の考え方が施工図に反映されているかを確認するもので、「工事監理業務」については、設計図書に書かれていることが実際に施工図あるいは工事そのものに反映されているかを確認するもの。

●設計が終わってから工事を発注するため、工事が発注された後に行う業務を見込みで発注するということになり、業務を行う年度が別になることもあるので、そのような考え方では発注していない。

●資格要件はかなり見直しており多くの者が参加できることを確認しているが、結果としては1者であった。今回の業務に関しては、業務の幅の広さ、業務の難易度も原因ではないかと考えられる。

●こちらとしてもどの業者が受注するかは分からないため、慣れていない業者が落札した場合に必要な成果が達成できない恐れがあることから、仕様書等は詳細に記述するようにしている。

●今回は既存建築物の実績ということで、公共建築物の実績を必ずしも求めている。

○業務内容に過去の調査結果の修正とあるが、過去に業務を継続的に行った者が有利になるのではと思われることはないのか。

●過去のデータについては、新たにお渡しすることになるので、そのようなことはないと考えます。

**(再苦情処理について)**

- ・今回は無かった旨、国土交通省より報告。